

令和3年 4月22日
関東農政局

令和2年度関東農政局発注者綱紀保持委員会の審議概要について

関東農政局では、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第9条に基づき設置された、関東農政局発注者綱紀保持委員会を開催いたしました。

審議概要は、下記のとおりです(会議資料については別添のとおり)。

記

1. 日 時 令和3年3月29日(月) 11時15分～11時45分
2. 場 所 防災対策室1, 2
3. 出席者 関東農政局長、次長(総務部担当)、総務部長、総務課長、会計課長、農村振興部設計課長、企画調整室調整官、消費・安全部消費生活課長、生産部生産振興課長、経営・事業支援部担い手育成課長、統計部調整課長
4. 審議内容
 - (1) 農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案について
該当無し。
 - (2) 令和2年度の実績について
発注事務に係る綱紀の保持の観点で、計画に位置づけられた全ての研修について確実に実施することが重要。
 - (3) 令和3年度の実績について
事務局より取組計画(案)を提案し、審議の上、承認された。
 - ① 「発注者綱紀保持研修」について、確実に研修を実施するとともに全ての対象者に受講させるよう努める。
 - ② 「発注者綱紀保持研修 eラーニング研修」について、全ての対象者に受講させるよう努める。

以上

資料 1

○農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案について

- ・令和2年4月1日～令和3年3月28日の間において報告はなかった。

令和2年度発注者綱紀保持対策の取組結果について

令和2年度の取組計画	令和2年度の取組結果
<p>1. 職員への周知</p> <p>各職場において、会議等の場で農林水産省発注者綱紀保持規程に基づく発注担当職員及び管理監督者の法令遵守等の責務、事業者との応接方法、第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応等について改めて周知を図ること。 特に、発注が行われる本局各部室、事業(務)所に関しては、その実施結果を取りまとめること。</p>	<p>1. 職員への周知</p> <p>発注者綱紀保持責任者(総務部長)別途通知(令和2年度関東農政局発注者綱紀保持対策の取組(令和3年1月19日付)にて周知するとともに、発注者綱紀保持委員会事務局から職員一斉メールで「発注者綱紀保持マニュアル(ポケット版)」の内容の確認を求め、特に、発注が行われる本局各部室、事業(務)所に関しては、その実施結果を取りまとめた。 <周知結果取りまとめ対象職員数>967人 <周知済み職員数>967人 (実施率100%)</p>
<p>2. 発注者綱紀保持研修の実施</p> <p>(1) 発注者綱紀保持研修</p> <p>令和2年度第4四半期に、発注担当職員を対象とした発注者綱紀保持研修(TV会議併用)を実施すること。 また、当該研修に参加しない発注担当職員に対しては、当該研修資料・概要等によるオンライン研修を実施すること。</p> <p>(2) 情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修【本省農村振興局主催】</p> <p>令和2年度第4四半期に、情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修を実施すること。 対象者は、農業農村整備事業に携わる者で、平成29年度から令和元年度における本研修の未受講者とする。(新規採用者、管外異動等により本研修をこれまで受講していない職員の全て。(本局:28人 事業(務)所:20人))</p>	<p>2. 発注者綱紀保持研修の実施</p> <p>(1) 発注者綱紀保持研修</p> <p>令和3年2月16日に管理監督者及び発注担当職員を対象とした発注者綱紀保持研修(TV会議併用)を実施した。 また、当該研修に参加しない管理監督者及び発注担当職員に対しては、当該研修資料・概要等を用いた研修参加者による研修又はオンライン研修を実施した。 <受講対象職員数>560人 <受講職員数>560人 (受講率 100%)</p> <p>(2) 情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修【本省農村振興局主催】</p> <p>令和3年3月10日及び令和3年3月18日に情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修を実施した。 <受講対象職員数>:本局33人、事業(務)所19人 <受講職員数>:本局:31人 事業(務)所:18人 (受講率 94.23%) 未受講理由:業務の都合により研修開催日に参加できなかったもの。</p>
<p>3. 発注者綱紀保持研修eラーニング研修の実施</p> <p>令和2年11月16日～令和2年12月25日の間に全職員を対象とした発注者綱紀保持研修eラーニング研修を実施する。</p>	<p>3. 発注者綱紀保持研修eラーニング研修の実施</p> <p>令和2年11月16日～令和2年12月25日の間に全職員を対象とした発注者綱紀保持研修eラーニング研修を実施した。【本省主催】 <受講対象職員数>1,955人 <受講職員数>1,954人 (受講率 99.95%) 未受講理由:実施期間前半は受講しておらず、実施期間後半に体調を崩し受講できなかったもの。</p>
<p>4. 事業者への周知</p> <p>各職場において、関東農政局における発注者綱紀保持のための取組(①発注者綱紀保持対策の関東農政局ホームページへの掲載、②発注窓口に事業者への周知文書の掲示及、③入札公告への発注者綱紀保持対策の掲載)を引き続き実施することにより、事業者に対し周知すること。</p>	<p>4. 事業者への周知</p> <p>各職場において、関東農政局における発注者綱紀保持のための取組(①発注者綱紀保持対策の関東農政局ホームページへの掲載、②発注窓口に事業者への周知文書の掲示及、③入札公告への発注者綱紀保持対策の掲載)を引き続き実施し、事業者に対し周知を行った。</p>

(注)「病気休職者」、「育児休業者」、「専従休職者」、「病気休暇取得者」及び「新型コロナウイルス罹患による出勤停止者」は対象職員数から除いている。

令和3年度発注者綱紀保持対策の取組計画(案)

1. 規定違反、また、第三者からの不当な働きかけを受けた事案について

農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった場合、事案の調査分析及び公表を行うこと。

2. 職員への周知

各職場において、会議等の場で農林水産省発注者綱紀保持規程に基づく発注担当職員及び管理監督者の法令遵守等の責務、事業者との応接方法、第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応等について改めて周知を図ること。

特に、発注が行われる本局各部室、事業(務)所に関しては、その実施結果を取りまとめること。

3. 発注者綱紀保持研修等の実施

(1) 発注者綱紀保持研修

令和3年度第2四半期に、管理監督者及び発注担当職員を対象とした発注者綱紀保持研修(TV会議併用)を実施すること。

また、研修に参加しない管理監督者及び発注担当職員に対しては、当該研修資料・概要等を用いた研修参加者による研修又はオンライン研修を実施すること。

(2) 農業農村整備事業に携わる者に向けた漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修【本省農村振興局主催】

情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修を実施すること。

対象者は、農業農村整備事業に携わる者で、平成29年度から令和2年度における本研修の未受講者とする。(新規採用者、管外異動等により本研修をこれまで受講していない職員の全て。)

(3) 発注者綱紀保持研修eラーニング研修【本省主催】

農林水産省全職員を対象とした発注者綱紀保持研修eラーニング研修を昨年引き続き実施すること。

4. 事業者への周知

各職場において、関東農政局における発注者綱紀保持のための取組(①発注者綱紀保持対策の関東農政局ホームページへの掲載、②発注窓口に事業者への周知文書の掲示及、③入札公告への発注者綱紀保持対策の掲載)を引き続き実施することにより、事業者に対し周知すること。